

公立大学法人岩手県立大学 令和4年度計画

中期計画事項別の年度計画

I 大学の教育・研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の質の向上等に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容・方法・成果

(ア) 教育内容

No.	中期計画	令和4年度計画
1	人材育成目標を達成するため、一貫性のとれたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、ポリシーと連動した体系的な教育課程を編成するとともに、定期的な点検・見直しを行う。	ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を運用するとともに、令和3年度に策定したアセスメント・ポリシーに則り、各学部・研究科等における教育課程のアセスメントを確実に運用する。[No. 7 再掲]
2	定期的に基盤教育科目の検証と改善を行い、学士課程教育を構成する要素として、初年次教育や高年次基盤教育の充実を図るなど、専門教育との有機的な連携に配慮した基盤教育課程を構築する。	1 文理融合データサイエンス教育プログラム・リテラシーレベルをスタートさせるとともに、応用基礎レベルの令和5年度開講準備を完了させ、広く周知し、評価基準を作成する。 2 体系化されたキャリア教育の評価基準を策定する。 3 基盤教育学生アンケートを継続的に実施し、公開する。
3	地域の課題解決の中心的役割を担うべき人材を育成するため、「地域」をテーマとして学部横断的に学ぶ副専攻「いわて創造教育プログラム」や各学部の専門を生かした地域志向教育を充実させる。	1 各学部の専門を生かした地域志向教育を充実させる。 2 副専攻修了者・地元就職者を「地域副専攻サポーター」として登録し、副専攻の運営や授業運営に活用する。

(イ) 教育方法

No.	中期計画	令和4年度計画
4	各学部・研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を実行するため、現行の教育方法と新たな教育方法を効果的に組み合わせながら科目または科目群の特性に応じた適切な教育方法を構成する。	各学部・研究科等のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関連づけ、学生の主体的学習を促進するシラバスの改定に向けたこれまでの検討を受け、引き続き協議を実施し、科目群の特性に応じた適切な教育方法を構成するシラバスに改定する。
5	課題解決型授業や演習・実習の充実などにより、学生自らが目的意識を持って授業に参加できる能動的学習を推進する。	これまでの能動的学習の実施効果を検証するため、学生の学修態度や学修成果を踏まえて、具体的な実施方法を考案する。
6	授業内容の確実な理解を図るため、全学的な方針を定め、十分な基礎学力を身に付ける補習教育と、学生の学修目標に応じて主体的な学修の機会を提供する補充教育を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門教育におけるそれぞれの補充的・発展的教育に取り組む。 2 語学（英語）の取組「English Time」を補充的教育・発展的教育のいずれの要素も含むものとし、継続する。 3 本学版ラーニング・コモンズの拡充に向け、その機能を検討するため、先進大学を調査し、アカデミックスキルに関連した事業を計画する。 <p>※ 令和2年度教育の質向上に向けた教育課題検討部会において、補習教育・補充教育の定義の見直しを行い、取組を推進する上での呼称をそれぞれ「補充的教育」「発展的教育」に改めた。</p>

(ウ) 学修成果

No.	中期計画	令和4年度計画
7	各学部・研究科の教育課程における学修成果の評価基準を明確にするとともに、成績評価をディプロマ・ポリシーに基づいた学修成果の到達度評価として活用する方法を整備し、運用する。	ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を運用するとともに、令和3年度に策定したアセスメント・ポリシーに則り、各学部・研究科等における教育課程のアセスメントを確実に運用する。

イ 教育の実施体制等

(ア) 教育の実施体制の整備

No.	中期計画	令和4年度計画
8	各学部・研究科の教育課程に対応した教員の適正な配置と教育アシスタント制度の活用などによる効果的な学習支援体制を構築するとともに、能動的学習に対応した教室や学習空間など、最適な教育環境の整備を計画的に実施する。	1 教育アシスタント制度を活用した授業運営を促進し、学生の効果的な学習支援体制を構築する。 2 これまでに設置した教育環境を活用しながら、能動的学習に対応した教育環境の整備を引き続き推進する。 3 教育の質向上に資するため、学内のLMS（学習管理システム）の活用状況を把握する。

(イ) 教育力の向上

No.	中期計画	令和4年度計画
9	体系的な全学FD（ファカルティ・ディベロップメント）体制を構築するとともに、各学部の特性やニーズに応じた組織的なFD活動を推進し、教員の教育力の向上と実質的な授業内容・方法の改善を図る。	1 本学のFDが、より先進的かつ発展的なものとなるよう、令和2年度策定「岩手県立大学FD・SD実施要領」の効果を検証し、必要に応じて改定する。 2 多くの教職員のニーズに応えた内容のFDプログラムを全学及び各学部で開催する。

(3) 国際的視野の涵養に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
10	グローバルな視点を持った人材に求められる語学力、コミュニケーション能力、多文化に対する理解力を高めるため、基盤教育科目と専門科目を体系的に編成する。 また、学生の主体的・積極的な国際交流活動を支援するため、海外研修や学内における留学生との交流機会を拡充する。	1 「国際教養教育プログラム」を充実させるために、国内外の実践的な取組を含めた教育内容・方法を検討する。 2 学生の海外派遣促進に向けた支援策「海外留学支援奨励金事業」の運用を開始する。 3 学内における日常的な国際交流の実現に向けて、多文化理解・国際交流イベントを定期的で開催する。

(4) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
11	求める学生像、入学選抜の在り方をアドミッション・ポリシーとして明確化し、それに基づいた多様な入学者選抜試験を実施するとともに、入試制度の検証・改善を図る。	アドミッション・ポリシーの効果的な周知を行うとともに、本学の入試制度の課題に係る検証と改善を進めながら、引き続き、多様な入学者選抜を実施する。
12	志願者の動向を分析し、より効果的な志願者確保の取組を行うことにより、各課程における入学定員の充足を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1 本学で学ぶ意欲の高い学生の志願へつなげるため、高校生や高校教員に向けた広報に加え、進学サイトやSNSの活用にも引き続き取り組む。 2 入試相談会や各学部・研究科による学内外に向けた広報活動（パンフレットの作成や、志願者層に的を絞った説明会の開催等）を通じて受験を考える高校生等への効果的な情報提供を行う。
13	高等学校等と緊密な連携のもと、高校生に対し大学での学修内容への興味や進学意欲を高める高大連携の取組を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 高大連携・接続の取組について、県内の高校学校等との情報共有を行い、事業の改善につなげる。 2 高校生の大学での学修への関心及び進学意欲を高めるため、出張講義や大学見学等に引き続き取り組む。また、学部等と高校との個別連携事業を実施する。 3 円滑な高大接続のため、入学前教育を継続して実施する。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学修支援・生活支援

No.	中期計画	令和4年度計画
14	<p>一人ひとりの学生が、安心かつ充実した学生生活を送ることができるよう、経済的な支援制度や、後援会と連携した課外活動の支援を強化するとともに、学生の主体的学修を支援するため、図書資料の充実やラーニング・コモンズ（学生の多様な学習活動を可能にする場）機能の利用促進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の影響に留意し、学生からの各種相談に適切に対応するとともに、経済不安等の生活課題を抱える学生相談窓口制度を継続活用する。また、授業料減免制度並びに学業奨励金制度の周知を行いつつ、新たに創設する大学独自の給付奨学金制度を活用し、継続して学生を支援する。 2 後援会との連携による課外活動への経済的支援や新型コロナウイルスの影響により低迷した活動の活性化に向けた支援、指導等を継続実施する。 3 学部等の教員と連携し、図書館機能を活用した情報検索講習等を開催するとともに、学生の利用動向を踏まえた学術雑誌等の整備検討や選書及び除籍を実施する。 4 学生図書活動団体（ライブラリー・アテンダント）と協働で企画展示や図書館利用に関する情報発信を行うほか、他の事業との連携により、学生同士が学び合うイベント等を実施し、学生の主体的な学修の機会を提供する。 5 関係部局との支援の連携強化を図るため、ソフトウェア情報学部において導入した学生面談 WEB システムを効果的に運用する。
15	<p>各学部と関係本部が連携のうえ、障がいや困難を抱える学生に対して、合理的配慮や学生サポートサロンによる個別相談等の支援を充実させる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生サポートサロンについて、感染症対策に十分留意の上、利用状況を検証しながら効果的な運営を行う。 2 障がい等のある学生に対する個別相談対応及び合理的配慮の提供を適切に実施する 3 相談対応に係る連携強化を図るため、学生サポートサロン、健康サポートセンター等によるケース共有会議を継続実施する。 4 L G B T 等（性的マイノリティ）に係る学生支援策等に関する指針の策定等に向けて、ワーキンググループを中心とした協議・検討を進める。

イ 進路支援

No.	中期計画	令和4年度計画
16	<p>各学部と各本部が連携し、アセスメント（学生個々のリテラシー及びコンピテンシーを測る評価テスト）の結果に基づく学生の強み・弱みの分析結果を踏まえながら、キャリア教育やインターンシップ等を通して確実な就業力の育成を図るとともに、個々の学生の希望に沿った就職・進学の実施を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本学独自に作成した就職活動ロードマップを活用した就業力の評価として、各種ガイダンス実施時に、参加学生に就業力に係るアンケートを実施し、就職活動ロードマップで示す就職活動スキル項目の達成度の自己評価を促すとともに、アンケート結果を踏まえて各種ガイダンスの内容を見直し、実施する。 2 インターンシップに参加する学生の数を増加させるため、多様化しているインターンシップの実施方法等について理解を促すインターンシップガイダンスを実施する。 3 個々の学生の希望に沿った支援を行うため、多様化している就職活動に対応できる内容のガイダンスを実施する。 4 早期からの公務員への理解を促進するため、低学年向けの公務員ガイダンスを実施する。また、公務員志望者が希望に沿った進路へ進めるよう、公務員試験対策講座を開講するとともに、公務員試験対策の窓口を設置する 5 各学部等において、就業力の育成や就職支援のため、キャリア教育やセミナーを実施する。
17	<p>関係団体との連携のもと、学生の県内企業への理解を深化する取組を強化し、県内就職の促進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 岩手県やいわてで働こう推進協議会、ジョブカフェいわて等の関連団体が実施する県内企業の理解を深めるためのイベントへの学生の参加を促進する。 2 学生の県内就職を促進するため、低学年次から県内企業研究の機会となる業界研究セミナーを実施する。 3 県内関連団体との連携を強化し、県内企業等で実施されるインターンシップへの学生の参加を促進する。 4 各部局において県内関係機関との意見交換を行うとともに、県内関係機関と連携してフォーラムやセミナー等を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
18	<p>県内自治体や企業等と連携し、まちづくりに関する共同研究や高度専門人材の育成に資する研究など、地域ニーズに応じた実践的な研究を推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内自治体や企業への訪問等により、地域ニーズを把握・分析し、学内シーズとのマッチングを進め、より一層地域協働研究等の共同・受託研究の増加に取り組む。 2 県内自治体と協働して、高度専門人材の育成や持続可能な地域社会の実現に向けた調査研究に取り組む。 3 知識・技術共創エコシステムの構築に向け、滝沢市IPUイノベーションセンター入居企業群をはじめとする県内企業等との連携の強化による共同研究の推進に取り組む。
19	<p>研究成果について、研究者データベースの充実と活用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、紀要等で積極的に発信する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 説明会の開催やメール等により機関リポジトリへの論文掲載を促すとともに、オンライン配信等も活用するなどして研究成果を積極的に発信する。 2 本学の教育・研究・地域貢献活動について、広報対象者に訴求する媒体を選択し、メディアミックスによる積極的かつ効果的な広報活動を展開する。[No. 41-2 再掲]
20	<p>研究の水準を向上させるため、独創的で先進的な研究に学内外の研究者と共同で取り組み、学術研究交流を活発化させるとともに、研究成果の学会発表等を支援し、発信の機会を増やす。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学内外の研究者との学術交流と研究成果の発信を促進するため、学会開催、学会発表、学会参加、論文投稿（掲載）及び英文作成支援等の経費を助成する。 2 外部研究資金の応募（申請）・採択件数を増やすため、令和3年度に引き続き、科研費採択率向上支援チームの増員体制の維持や、申請書のチェック期間延長等を実施し、申請書のブラッシュアップを行う。[No.21-2 再掲]

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
21	<p>外部研究資金の情報を積極的に収集するとともに、学外ニーズと学内の研究シーズとの効果的なマッチングなど、コーディネート機能を充実強化しながら、外部研究資金への応募（申請）、採択を促進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国や民間企業等の公募情報を幅広く収集し、募集領域や募集内容に照らし合わせて、該当する教員個々に公募案内の情報提供を行うとともに、研究開発支援制度機関による学内相談会等を開催する。 2 外部研究資金の応募（申請）・採択件数を増やすため、令和3年度に引き続き、科研費採択率向上支援チームの増員体制の維持や、申請書のチェック期間延長等を実施し、申請書のブラッシュアップを行う。 3 コーディネート機能の充実強化を図るため、産学公連携に向けたマッチングをするコーディネーターや知的財産担当職員をスキル向上を目的とする研修会に参加させる。
22	<p>地域の研究ニーズ等に対応した新たな研究会の立ち上げ等により、産学公関係者、国内外研究者の交流や異分野交流を推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 Society5.0 で実現する社会に実装されうる新製品や新サービスの創出を促進するため、産学公関係者が参画する研究会において異分野交流を進める。 2 学内外の研究者との学術交流と研究成果の発信を促進するため、学会開催、学会発表、学会参加、論文投稿（掲載）及び英文作成支援等の経費を助成する。[No.20-1再掲]

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 地域社会への貢献

No.	中期計画	令和4年度計画
23	<p>アイーナキャンパスを拠点に、地域ニーズに対応した、看護師、社会福祉担当職員、公務員、栄養士等のリカレント教育を充実強化する。また、児童・生徒を対象とするICT講座の開催や、一般県民向けの公開講座を継続して開催する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 アイーナキャンパス等を拠点として、地域ニーズに対応した、看護師や栄養士、社会福祉担当職員等を対象としたリカレント教育を実施する。 2 児童生徒のICT活用スキル向上及び課題解決能力育成に資するため、プログラミング教室等の県内小中高と連携したICT講座を開催する。 3 多くの県民等に学びの場を提供するため、動画配信サイトなどの配信チャンネルも活用しながら、滝沢キャンパス講座及び市町村と連携した地区講座を開催する。
24	<p>研究成果発表会等を通じ、研究成果が地域社会に与える幅広い意味でのインパクトや貢献の内容をわかりやすく発表・発信し、研究成果の活用を促進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 研究成果の周知及び理解増進を図るため、ホームページのほか、オンライン配信等も活用しながら、研究成果を発信する。 2 研究成果の社会実装（フィードバック）を前提とした研究のほか、研究フィールドを会場にしたセミナー、展示会等において、ポスター、パネル、報告集により成果を発信する。 3 国連アカデミック・インパクト実績報告書の冊子（日本語版、英語版）の作成、学外ホームページの掲載により、本学の教育、研究、地域貢献活動について国内外に発信する。
25	<p>外部研究資金の獲得を進めながら、特許出願につながる研究シーズ等を戦略的に発掘し、知的財産の活用を促進するとともに、本学学生や教職員はもとより、県民を対象に、知的財産に関する意識啓発を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本学が有する知的財産の活用を促進するため、説明会や展示会において企業に対し情報提供を行う。 2 外部機関の知的財産専門家の協力を得ながら知的財産につながる研究シーズを発掘し、知的財産の出願を進めるとともに、知的財産に関する意識啓発を図るため、教職員や学生等を対象とした知的財産セミナー等を開催する。 3 本学の知的財産マネジメント力の強化を図るため、知的財産業務の体制強化や外部機関との連携に取り組む。

イ 産学公連携の強化

No.	中期計画	令和4年度計画
26	<p>地域活性化に主体的に取り組む人材を育成し、持続可能で活力に満ちた地域づくりに貢献するため、研究成果を地域課題の解決に活かす取組を積極的に展開することにより、地域における産学公のネットワーク形成を支援する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域課題の解決を目指す地域協働研究の研究成果の社会実装に向けて、関連する自治体、団体、住民を対象とした地区発表会を開催する。 2 県内市町村の地方創生を担う職員の資質向上と職員相互の連携を促進するため、各地域における課題解決に向けた特徴的な取組事例の紹介や政策法務に係るセミナー等を実施するとともに、本学出身の県内自治体職員とのネットワーク構築を進める。
27	<p>産学公が連携する学際的な研究プロジェクトを立ち上げ、外部資金によりプロジェクトを推進する体制を強化するとともに、産業界等と連携し、若手技術者や学生の技術力の向上を図る講習会等を開催する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本学の特徴を活かした産学公連携による研究プロジェクトを推進するため、学内外の研究者や企業からなる研究チームを核として、文部科学省、経済産業省、国立研究開発法人科学技術振興機構の大型の競争研究資金の応募に取り組む。 2 戦略的研究プロジェクトにおけるこれまでの成果等を確認しながら、ステアリングミーティングの意見を踏まえた見直しを検討し、外部資金の獲得に繋がる研究プロジェクトの創出に取り組む。 ※ ステアリングミーティング：個別研究チームの研究の方向性等のマネジメントを行うため開催される会議 3 若手技術者や学生の技術力、実践力を養成するため、高度技術者養成講座を開催するとともに、産学協働による課題解決型学習（PBL）等を実施する。

ウ 地域の国際化の支援

No.	中期計画	令和4年度計画
28	地区単位の国際交流団体間の支援ネットワークを構築し、多文化共生社会の実現に向けた課題の抽出と課題解決のための提案を行うとともに、県国際交流協会や県・市町村と連携し、啓発活動などを展開する。	<ol style="list-style-type: none"> 外国人を含む県内在住者が、言語や文化の相違を理解し、共に安全・安心に暮らす共生社会を実現するため、様々な課題の解決に向けて、各地域と連携した共同研究を行う。 多文化共生社会の意識醸成を図るため、自治体や地域の国際交流団体等と連携し、啓発活動を行う。 多文化共生への理解を促進するため、海外留学助成事業を通じた学生への活動支援や、市町村等への留学生等派遣事業を実施する。

(2) 東日本大震災津波からの復興とふるさと振興に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
29	東日本大震災津波からの復興及びふるさと振興に貢献するため、東日本大震災津波の体験で得た学生ボランティア活動のノウハウを学生間で継承させるとともに、各学部の特性を活かした共同研究や協働事業の展開等により地域活性化に向けた取組を推進する。また、学生の地元定着を促進するため、ふるさといわて創造プロジェクトを継続実施する。	<ol style="list-style-type: none"> 本学の東日本大震災津波復興支援の取組を学外に情報発信するため、令和3年度に制作した刊行物（記録誌）のウェブ版を制作する。 学生ボランティア活動のノウハウを学生間で継承させるため、学生ボランティア団体が活動報告会や学内外への情報発信をすることを通じて、これまでの地域支援活動を自ら振り返り、今後の活動の活性化に向けた課題等を把握できるよう、助言・指導する。 被災地への研究成果の還元を図るため、学内外の研究資金により被災市町村をフィールドとした研究活動を重点的に実施し、沿岸地域で成果発表会を開催する。 ふるさと振興に資するため、県と連携し、人口減少対策に係る共同研究の実施や各自治体の取組へのフォローアップ、市町村職員を対象にした各地域における課題解決に向けた特徴的な取組事例の紹介や勉強会を開催する。 これまでの震災復興、防災に関する研究をベースとしながら、県内自治体との新たな研究協力を推進していくため、(仮称)防災復興支援センターの令和5年度からの設置に向けた準備を進める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 大学運営の改善に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
30	<p>戦略的・効果的な教育研究活動及び大学運営を行うため、教育研究、大学運営に関する様々なデータを蓄積して総合的に分析・活用・情報発信する体制を整備する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本学の教育研究、大学運営に関する特徴的なデータを効果的に学外に情報発信するためのファクトブックを制作する。 2 令和4年度から教学 IR センターを設置し、教学に特化した調査を実施するとともに、既に整備してきた各種情報と組み合わせた分析を行う。
31	<p>会議や委員会等の再編・統合及び運営の見直しにより、法人・大学運営に関する意思決定プロセスの簡素化を図るとともに、全学の教職員を対象とした大学運営説明会の開催、学内情報システム等を活用した大学運営情報の共有の促進等により、教職員参加による効率的な大学運営体制を確立する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人・大学運営に関する意思決定プロセスの迅速化・簡素化を図るため、法人の運営等に関する重要事項を調整する理事長・学長・副学長を構成員とする会議を随時開催する。 2 大学運営方針や次年度の予算編成方針の周知徹底を図るため、全教職員を対象に説明会を開催する。 また、本学の重要課題については、各部局等から予算措置の必要性を直接理事長・学長へ説明し、学長特別枠等を活用して事業を実施する。 3 意思決定プロセスの透明化を図るため、経営会議や教育研究会議等の概要や会議資料を学内ホームページに開示する。 4 新型コロナウイルス感染症による大学運営への影響を最小限にとどめるため、感染の拡大状況や県の要請等を踏まえ、危機管理対策本部会議（新型コロナウイルス）を随時開催し、行動計画等の見直しを行うなど、その対策を実施する。

2 教育研究組織に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
32	変化する社会環境や地域からの要請に対応するため、地域や教育機関等の意見を集約して本学に対する人材育成や研究に対するニーズを把握し、開学20年を機に教育課程や教育研究組織体制を見直し、再構築する。	教育研究組織体制の見直しの状況を確認し、四大学部と短期大学部の連携等、継続する課題について、次期中期計画に反映させる。

3 教職員の確保・育成に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
33	定数管理計画に基づき計画的な教職員の配置を行うとともに、教育・研究・地域貢献・大学運営を担う優秀で多様な教職員の採用や昇任を適切に実施する。	<p>1 教員及び事務局職員の定数管理計画に基づき、教育や研究上の必要性と財政運営との整合性を図りながら、教職員を適切に配置する。 なお、教職員の適正配置については、各学部等の実教員数と、定員管理計画上の定数並びに大学設置基準上の必要数との比較を行い、これを各学部へ明示し、各学部等においては、毎年度、組織運営の方向性を定め、適切な教員組織編制を行う。</p> <p>2 教員の採用や昇任については、学長・副学長と各学部等との事前協議を通じて、全学的な方針との整合性を図りながら計画的に実施する。</p>
34	教育研究活動の適切で効果的な運営を図るため、高等教育施策や大学運営に関するセミナーなど、FD（ファカルティ・ディベロップメント）とSD（スタッフ・ディベロップメント）を融合させた研修等を実施することにより、大学運営等に必要な知識や技能を修得させ、教職員の資質能力の向上を図る。	<p>1 大学運営等に必要な知識や技能を修得させ、教職員の資質能力の向上を図るためのFD（ファカルティ・ディベロップメント）とSD（スタッフ・ディベロップメント）について、その効果を検証・学内で共有し、より効果的なものとなるよう必要に応じて見直す。</p>
35	運用の見直しを行った教員業績評価制度により、教員の業績を適正に把握し、制度に対する信頼度を高めるとともに、新たな活用策も検討し、教員のモチベーションの向上を図る。	<p>評価を受ける教員からの信頼度の高い制度とするため、教員業績評価制度の教員アンケート調査を実施し、改善が必要な事項があれば対応策をまとめる。</p>

4 男女共同参画に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
36	<p>男女共同参画における本学の基本方針を明示し、出産、育児及び介護に係る制度利用や休暇取得の促進、女性教職員の管理職への登用など、ワークライフバランスに配慮した全ての教職員が働きやすい環境を整備する。</p>	<p>1 教職員が利用可能な両立支援等の制度について、手引きや学内ホームページ等により広く周知するとともに、「出産、育児及び介護と仕事の両立を支援するサポート窓口」における相談対応等による具体的な支援を行う。</p> <p>また、一般事業主行動計画に基づくワークライフバランス推進の取組を進めるとともに、いわゆる「女性活躍推進法」に基づく取組実績の把握を行い、その結果をより働きやすい環境の整備に活かしていく。</p> <p>2 ワークライフバランスの充実のため、基本面談等において、所属長が各職員の状況を確認し、働きやすい環境に配慮する。</p> <p>3 ワークライフバランスの意識啓発や男女共同参画に関する制度周知のため、「育児」や「介護」等をテーマに、研修会を開催する。</p>

5 事務等の効率的・合理的な執行に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
37	<p>事務局組織の効率的な運営を実現するため、教育研究分野を含めた業務改善に積極的に取り組むとともに、職員の能力向上を図るため、「階層別研修」や「個別能力開発研修」など職員の職能開発等を目的とした体系的なSD（スタッフ・ディベロップメント）プログラムを構築し実施する。</p>	<p>1 事務局各室で整備した業務マニュアルを活用し、業務の効率化を進める。</p> <p>2 事務局における業務改善や効率的な運営の実現を目指し、導入したRPA（ロボティックプロセスオートメーション）については、活用に向けたシナリオ作成等を行いその効果検証を実施する。</p> <p>3 事務局職員の資質能力の向上に資するため、実務能力向上研修や階層別研修、県派遣研修を実施する。[No.34-3再掲]</p> <p>4 SDプログラムやジョブローテーションを通じて、どのように事務処理能力の向上につながっているのかを把握し、その結果を今後の研修計画の策定や人事管理計画に反映させる。</p>

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
38	<p>法人の経営基盤を強化しながら教育研究活動の着実な発展に資するため、大学院の入学定員の確保や入学志願者の増加に努め、学生納付金の収入確保を図るとともに、同窓会組織の充実強化や産業界等への支援要請等により、寄附金収入の確保に努める。</p> <p>また、外部研究資金に関する情報収集と学内周知の促進や、民間企業等との共同研究実施に向けたマッチング等の強化により、外部資金の積極的な獲得に努める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 授業料等学生納付金の収入確保のため、学生や保護者に対し納入指導や督促を実施する。 2 令和4年度の岩手県立大学未来創造基金事業計画に基づく寄附金を確保するため、その寄附金募集を学外ホームページにより行うとともに、同窓会組織や産業界等へパンフレットを送付する等により寄附の協力を依頼する。 3 国や民間企業等の公募情報を幅広く収集し、募集領域や募集内容に照らし合わせて、該当する教員個々に公募案内の情報提供を行うとともに、研究開発支援制度機関による学内相談会等を開催する。[No.21-1 再掲] 4 知識・技術共創エコシステムの構築に向け、滝沢市 I P U イノベーションセンター入居企業群をはじめとする県内企業等との連携の強化による共同研究の推進に取り組む。[No.18-3 再掲] 5 戦略的研究プロジェクトにおけるこれまでの成果等を確認しながら、ステアリングミーティングの意見を踏まえた見直しを検討し、外部資金の獲得に繋がる研究プロジェクトの創出に取り組む。 ※ ステアリングミーティング：個別研究チームの研究の方向性等のマネジメントを行うため開催される会議[No.27-2 再掲] 6 本学の特徴を活かした産学公連携による研究プロジェクトを推進するため、学内外の研究者や企業からなる研究チームを核として、文部科学省、経済産業省、国立研究開発法人科学技術振興機構の大型の競争研究資金の応募への支援に取り組む。

2 予算の効率的かつ適正な執行に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
39	<p>支出経費の必要性や費用対効果の検証を徹底するとともに、大学運営業務の一層の効率化や調達方法等の改善等に努め、大学運営経費の抑制を図る。</p>	<p>予算編成方針において予算要求にシーリングを設定し、大学運営経費の抑制を図るとともに、捻出した財源などを活用し新型コロナウイルス感染症の予防対策に要する新たな経費に対応させる。</p> <p>予算編成では、全部局を対象とし理事長、学長、副学長によるヒアリングを実施し、事業の目的や効果を十分検証した上で予算を措置する。</p>

IV 自己点検・評価・改善及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
40	大学の教育、研究、地域貢献及び大学運営に係る自己点検・評価、法人評価及び認証評価等の外部評価に計画的に対応し、その評価結果を学内にフィードバックすることによって、教育研究活動、地域貢献活動及び大学運営等の改善を図る。	1 令和3年度に実施した第三期中期目標期間の中間評価（見込評価）及び、認証評価受審に向けた自己点検・評価の結果を踏まえ、第四期中期目標達成のため、第四期中期計画を策定する 2 認証評価実地調査の体制を整備し、認証評価を受審する。

2 情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
41	社会から求められている教育研究活動や大学運営等に関する情報を積極的かつタイムリーに公開するとともに、ポータルサイト機能を充実させ、学外ホームページの情報検索の利便性を高める。また、情報発信力を高めるため、各種情報媒体を相互に連携させた広報活動を展開する。	1 戦略的な広報活動を展開するため、全学からの意見を募りながら、本学の広報活動の原則を示す広報方針を策定する。 2 本学の教育・研究・地域貢献活動について、広報対象者に訴求する媒体を選択し、メディアミックスによる積極的かつ効果的な広報活動を展開する。 3 本学の国際的な学習環境や、社会課題の解決についての取組を情報発信するため、学外ホームページに、「国連アカデミック・インパクト」や「東日本大震災津波復興支援の活動報告」の情報を掲載するほか、志願者向けのポータルサイトを設置する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
42	<p>施設設備の一層の効率的活用と長寿命化を図るため、修繕・整備を計画的に実施するとともに、定期的に利用状況を点検・把握しながら、施設設備の有効活用を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設大規模修繕計画（平成29～令和4年度）に基づき安全安心な施設の状態を維持するため、各学部棟の金属屋根塗装工事等や宮古短期大学部体育館外部改修工事等について計画的に実施する。 2 施設の長寿命化を図るため、施設や設備の保守点検を随時実施するとともに、計画的に補修や修繕等を実施する。 3 北松園職員宿舎集約化方針に基づくとともに、入居者の意向にも配慮し、引き続き施設の集約化計画を進める。なお、集約後の空棟の利活用についても検討を進め、当該利活用に当たり必要な事項は県との協議を進める。 4 第5次岩手県立大学情報システム整備計画に基づきネットワークシステム等の更新・整備を進めるとともに、第6次岩手県立大学情報システム整備計画を策定する。 5 対面授業時の新型コロナウイルス感染防止対策のための情報設備等の改修を行うとともに、遠隔授業システムを継続的に運用する。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
43	<p>学生及び教職員の心身の健康保持・増進を図るため、健康診断やストレスチェックの結果を効果的に活用しながら健康診断事業や個別相談事業を充実させるとともに、労働災害等の事故発生予防のための取組を実施する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生及び教職員の心身の健康保持・増進を図るため、全教職員を対象に定期健康診断及びストレスチェックを実施し、その結果を踏まえた課題の調査・検討や事後指導、研修会、個別相談等を実施する。また、教職員のストレスチェック結果については、原因や傾向等詳細な分析を実施し、その対策を検討する。 2 学生の多様化する相談に適切に対応させ連携強化を図るため健康サポートセンターと学生サポートサロンの相談担当者によるケース共有会議を実施するとともに、必要に応じ学部・教員とも連携して対応する。 3 労働災害事故の発生防止のため、産業医による職場巡視を毎月実施するとともに、教職員の健康管理や職場の安全を確保するため、職員衛生委員会を毎月開催し、その会議での審議結果等を教職員に周知するなど、健康障害防止や職場の安全確保に取り組む。
44	<p>防災訓練や安否確認訓練等を通じて、学生・教職員の防災意識の高揚及び災害発生時における組織的対応力の向上を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災・地震発生時など不測の事態においても、円滑かつ安全な対応を実施するための、消防訓練や避難訓練を全学的に実施する。また、教職員を対象に爆破予告に対応させて爆破物の設置等を想定した危機管理対応の訓練を実施する。 2 災害発生時における危機意識を向上させるため、学生・教職員を対象に定期的に安否確認訓練を実施し、災害時に備える取組を行う。 3 学内における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学内の予防消毒や密集防止対策などの感染予防対策の徹底を引き続き実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

No.	中期計画	令和4年度計画
45	<p>教職員による研究費の不正執行等の違反行為や不祥事のない大学の実現のため、研究不正防止計画の改訂や研修会の定期的開催などを行い、コンプライアンス確立に向けた取組を推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の研究倫理の意識向上を図るため、研究費コンプライアンス研修会を開催するとともに、e-ラーニングによる研究倫理教育を推進する。 2 機微技術の管理を推進するため、国のガイダンスに基づき、安全保障輸出管理体制の整備に取り組む。 3 事務局職員のコンプライアンスに関する意識啓発を図るため、毎月15日を「コンプライアンス確立の日」に設定し、所属長訓示や職員スピーチ等の取組を行う。 4 教職員のハラスメントに関する理解を深め意識の向上を図るためハラスメントに関する研修を実施するとともに、違反行為防止に向けた取組を強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(1) 予算

令和4年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	6, 5 2 4
運営費交付金	3, 8 1 4
諸補助金	6 0 9
自己収入	1, 5 7 1
授業料、入学料及び入学検定料	1, 4 6 7
その他の収入	1 0 3
受託研究等事業収入	1 2 2
目的積立金取崩	4 0 7
支出	6, 5 2 4
業務費	4, 9 9 0
教育研究費	4, 9 4 5
地域等連携費	4 4
一般管理費	1, 4 1 1
受託研究等事業費	1 2 2

注) 単位未満を切り捨て処理しており、計は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額3, 2 4 7百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(注 1) 上記金額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用である。

(注 2) 岩手県からの派遣職員を除く教職員の退職手当は、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程に基づいて支給することとする。その額は各事業年度の予算編成過程において岩手県の「職員の退職手当に関する条例」(昭和28年岩手県条例第40号)に準じて算定され、所要額が運営費交付金として措置されるものである。

(2) 運営費交付金算定ルール

第2期中期計画期間における経営実績や剰余金の留保状況等を踏まえ、大学運営に係る所要額を算定し、必要となる運営費交付金の額を算定している。

(注 1) 人件費については、教育研究費及び一般管理費に含まれている。

(注 2) 共通的経費については、面積割及び人員割等の合理的な方法により按分配分している。

2 収支計画

令和4年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	6, 4 2 0
經常費用	6, 4 2 0
業務費	5, 7 6 6
教育研究費	2, 1 7 4
地域等連携費	4 4
受託研究費等	1 2 2
役員人件費	1 5
教員人件費	2, 5 1 7
職員人件費	8 9 0
一般管理費	5 0 4
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1 4 9
臨時損失	0
収入の部	6, 0 1 3
經常収益	6, 0 1 3
運営費交付金収益	3, 8 0 4
授業料等収益	1, 4 3 4
受託研究費等収益	1 2 2
補助金収益	3 9 8
寄附金収益	0
財務収益	1
雑益	1 0 3
資産見返負債戻入	1 4 9
資産見返運営費交付金等戻入	4 0
資産見返授業料戻入	1 6
資産見返寄附金戻入	6
資産見返補助金等戻入	6 4
資産見返物品受贈額戻入	2 2
臨時利益	0
純損失	4 0 7
目的積立金取崩	4 0 7
総利益	0

注) 単位未満を切り捨て処理しており、計は必ずしも一致しない。

3 資金計画

令和4年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	6, 5 2 4
業務活動による支出	6, 2 7 0
投資活動による支出	2 5 3
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	6, 5 2 4
業務活動による収入	6, 5 2 4
運営費交付金による収入	3, 8 1 4
補助金による収入	6 0 9
授業料及び入学検定料等による収入	1, 4 6 7
受託研究等による収入	1 2 2
その他の収入	1 0 3
前年度よりの繰越金	4 0 7
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

注) 単位未満を切り捨て処理しており、計は必ずしも一致しない。

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

VIII 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

IX VIIIに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

XI 岩手県地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設設備に関する計画

中期目標及び中期計画を達成するために必要となる業務の進捗状況を踏まえ、施設設備の整備や老朽度合等を勘案した改修等を行う。

2 人事に関する計画

教育研究の質の向上を図るため、広く国内外から優れた教職員を確保するとともに、大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員を育成する。また、併せて、人件費の抑制に努める。